

# 平成26年度 地域ケアプラザ事業計画書

## 1 施設名

横浜市樽町地域ケアプラザ

## 2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

### 地域の現状と課題について

今年12年目を迎える樽町地域ケアプラザは、子どもから高齢者の方まで幅広く多くの方々から来所して下さる地域交流の場を目指します。

地域の現状につきましては綱島地区・大曽根地区・樽町地区・師岡地区の4地区をエリアとし、全体の人口は78,313人で世帯は37,493世帯と、横浜市内でも広域のエリアを担当しています。

地区別に見ますと綱島地区は人口40,938人と大きな地区で、65歳以上の高齢者人口は14.9%になっています。綱島駅を中心に商業地、住宅地が広がっていますが、地域には綱島市民の森、綱島公園などがあり自然にも恵まれています。課題としては大規模なマンションも多く、人口も増加していく中で幅広い世代の顔の見える関係づくりにあると考えています。

大曽根地区は人口10,864人で65歳以上人口は21.9%となっています。地域には住宅が広がり、緑も多く自然に恵まれた環境になっています。課題としては高齢者率が高い地域となっており、非常時の高齢者支援が重要になっています。

樽町地区は人口16,166で65歳以上の高齢者人口は11.1%となっています。平坦な地区が多く、緑に恵まれています。課題としては綱島同様、大規模マンションが多く、若い世代の人口が増えています。また、転入者も多くみられるため、新たに住人となった方々の地域との繋がりが大切だと考えています。

師岡地区は人口10,345人で65歳以上の高齢者人口は18.6%となっています。地域には丘陵が多く、近年環状2号線沿いに大型商業施設も建設されて変化が大きい地区となっています。課題としてはケアプラザまでは遠いため、町内会館を拠点とした地域交流を積極的に進めていくことと考えています。

以上、各地域とも年々人口増加がみられ幅広い年代からの保健・福祉のニーズがあるため、各団体や関係機関と共に情報を収集します。また、地域活動交流部門や地域包括支援センターをはじめ、地域ケアプラザ全体で積極的に連携強化に努めたいと考えています。

(人口については「横浜市統計ポータルサイト(平成26年3月31日現在)」を参考)

## 施設の適正な管理について

### ア 施設の維持管理について

横浜市樽町地域ケアプラザの管理運営に関する基本協定書第9条及び20条の規程に基づき、次のとおり適正適切に施設の維持管理を行います。

1. 日常的な管理保守点検等業務について
  - ・ 日常的な清掃や夜間警備業務等を専門業者に委託して実施する。
  - ・ 夜間(閉館時)の防犯防火管理は専門警備会社に委託して実施する。
  - ・ 職員による日常点検管理を点検簿及び業務日誌に基づき実施する。
2. 定期的な管理保守点検等業務について
  - ・ 定期清掃や消防設備点検等を専門業者に委託して実施する。
  - ・ 定期的な会議等で「建築物・設備等自主点検票」に基づき報告する。
  - ・ その他随時法定及び関係機関等からの依頼に基づく検査点検を実施する。
3. 修繕等について
  - 11年を経過し修繕が必要な個所については計画的に実施する。

### イ 効率的な運営への取組について

常に職員には、経営感覚及びコスト意識の啓発を図りながら効率的効果的な施設運営に取り組んでいるところです。資源の有効利用を意識し無駄をなくす努力を行い、各会議等を通じ職員へ周知し、効率的で効果的な運営に取り組んでいきます。

1. 日常的な取組について
  - ・ 職員及び利用者への節電・節水及び省エネ対策への取組みに対する啓発及び協力依頼を積極的に推進する。(使用状況をグラフ化)
2. 定期的な取組について
  - ・ 職員会議等各会議等通じて引続き「PDCAサイクル」「費用対効果」「コスト意識」等、効率的効果的な事業運営の推進に努める。
  - ・ 各種事業運営に関しては、常に各事業部門と密接に連携を図ると共に効率的効果的な事業運営に努める。

### ウ 苦情受付体制について

法人の定める「福祉サービスに関わる苦情解決運用要領」や介護サービスに関わる「苦情対応事務処理要領」等に基づき、苦情及び要望等に適正迅速に対応し、ご利用者の信頼を高め、頼りになる施設づくりを今年もさらに推進していきます。

### エ 緊急時(防犯・防災・その他)の体制及び対応について

事故・事件・又は火災・地震等により損傷等(緊急事態)発生した場合は、直ちに必要な措置を講じられるよう日頃から緊急時の体制及び対応に備える。

- ・ 「緊急時対応マニュアル」「緊急時連絡網」「消防防災マニュアル」「特別避難場所運営マニュアル」の整備及び見直し等の実施。
- ・ 職員等の教育訓練等の実施。  
消防防災訓練及び特別避難場所運営関係総合点検実施(年間2回実施)

#### オ 事故防止への取組について

事故防止マニュアルに基づき日々ご利用者の安心・安全及び施設に対する信頼を高める努力しているところですが、今年度もさらに安全点検及び職員教育等の研修を実施し事故防止対策の徹底に努めます。

- ・ 日々の設備器具等の安全点検を行うと共に、朝夕の職員ミーティング時及び定例の職員会議時を通じて事故防止対策の徹底を図る。
- ・ 事故防止強化月間を定期的に設定し「自己チェックシート」「安全運転チェックシート」等を活用し全員の自己診断チェックを行い、事故防止に対する意識啓発を実施する。
- ・ 職員間で常に情報共有を行い情報収集に努める。

#### カ 個人情報保護の体制及び取組について

個人情報保護については、個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報の保護に関する条例や法人の定める規程等を遵守し、個人情報漏えい防止の徹底を図ります。

- ・ 法人で定める個人情報保護に関する基本方針及び管理規程について、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、当法人内の個人情報の取扱いに関する体制及び基本ルールを定め、保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ、適正な情報管理を徹底する。
- ・ 年度初めに職員全員に対する研修及び「個人情報漏えい防止チェックシート」点検及び「個人情報保護に関する誓約書」の提出を行う。
- ・ 新任職員に対する個人情報保護に関する研修を随時実施する。
- ・ 職員会議等を活用して個人情報漏えい防止に関する意識啓発を随時実施する。

#### キ 情報公開への取組について

市及び法人の定める「情報公開に関する規程」等に基づき、適正適切に対応すると共に施設の公平性及び透明性を確保します。

- ・ 法人「横浜共生会」のホームページや機関誌「共生会」を通じて事業計画及び事業報告や決算報告等広く情報を公開していきます。
- ・ 施設の「樽町地域ケアプラザからのお知らせ」を定期的に発行し、各種事業等町内会を通じて幅広く地域の皆さまに情報を提供しています。
- ・ 施設内の情報ラウンジや掲示板を活用し、事業計画・事業報告・予算決算書や各種規程等を利用者に公開し、施設の運営状況について透明性の確保に引続き努めます。

#### ク 環境等への配慮及び取組について

地球環境問題に積極的に取組むと共に、節電・節水対策を重点とした省エネ対策等環境問題に積極的に取組みます。

- (1) 日々の業務として、節電・節水・省エネ等の意識啓発及び励行の徹底に努める。
- (2) 「ヨコハマ3R夢プラン」に基づき、定期的にゴミ分別及び減量化や資源リサイクル等に職員全員で取組む。
- (3) 自主事業として「園芸講座」を引続き開催し、緑化推進ボランティアを育成すると共に施設周辺環境整備（公園等）の推進及び啓発に引続き取組みます。
- (4) 隣接する「しょうぶ公園」の清掃及び花壇の手入れや「緑のカーテン」事業等園芸ボランティアと協働して引続き緑化推進に取組みます。
- (5) 施設の廃棄物を抑制すると共に、市の分別ルールに沿って適切に分類し、資源化に取り組みます。

## 介護保険事業

### ● 介護予防支援事業

#### 《職員体制》

- ・ 管理者 1名（包括支援センター看護師兼務）
- ・ 担当者 専任職員4名（常勤1名、非常勤3名）  
兼務職員3名（包括支援センター社会福祉士2名、主任ケアマネジャー）

#### 《目標》

- （1）要支援状態の軽減、要介護状態になるのを予防するためご本人やご家族を尊重しながらも機能状態を的確にアセスメントしケアプランを作成する。
- （2）介護予防支援ケアプランにそったサービスが適切に実施できるよう各サービス事業者・医療関係・福祉関係者等との連携を取っていく。
- （3）個人情報取り扱いに厳重に注意し、郵送・FAXなどはダブルチェックを徹底していく。

#### 《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- ・ 実費負担なし

#### 《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 特になし

#### 《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
280	280	280	280	280	280
10月	11月	12月	1月	2月	3月
280	280	280	280	280	280

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

常勤専従 2 名体制

《目標》

- (1) 横浜共生会の基本理念である「人間としての尊厳、自由と人権とプライバシーの尊重」に努め、利用者・家族の立場に立った、適切できめ細かいサービスの提供。
- (2) 計画的に研修に参加し職員の能力向上に努めると共に、法令を遵守した公正・中立な居宅サービス計画の作成。
- (3) 地域包括支援センターと連携し、医療→在宅療養への移行へのケアマネジメント及び多問題を抱える家族のケアマネジメントを積極的に行う。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・同一法人内ケアマネジャー会議を隔月開催し、幅広い情報共有・意見交換に努めています。その中で倫理研修や事例検討会も実施し、能力向上に努めています。
- ・土日祝も1名は出勤する体制をとり、ご利用者からの相談に迅速に対応しております。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4	5月	6月	7月	8月	9月
70	70	70	70	70	70
10月	11月	12月	1月	2月	3月
70	70	70	70	70	70

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 介護サービス計画書作成・生活指導（相談援助等）・機能訓練（日常生活動作）
- 健康状態の確認・送迎・入浴・食事等

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

（要介護1）	7 2 7 円
（要介護2）	8 5 3 円
（要介護3）	9 8 5 円
（要介護4）	1 1 1 7 円
（要介護5）	1 2 4 7 円

● 食費負担 7 5 0 円

● そのほか入浴される方は別途約52円がかかります。

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》 9:00 ~ 16:15

《職員体制》

- ・ 約40名の職員がおり、介護職員はシフトにより日々15名程度が勤務しています。
- ・ その他看護師・生活相談員が勤務しています。

《目標》

・ 今年「共有とコミュニケーション」をスローガンとし日々積み重ねてきた経験を業務に生かしてまいります。

1. 当たり前のことを当たり前と思わず日々の業務に取り組みます。
2. 内外部の研修に参加し技術向上に努めます。
3. 通所介護事業として個人のニーズに合ったサービス提供を心掛けます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ ご自宅にいるような雰囲気ですリラックスしていただく環境づくりをします。
- ・ 目的別に対応できるような環境を作り、自由選択できる日中活動に取り組みます。
- ・ お仕着せのない、その人にあったサービス提供を心掛けます。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
1000	1000	1000	1000	1000	1000
10月	11月	12月	1月	2月	3月
1000	1000	900	900	900	1000

● 介護予防通所介護事業

《提供したサービス内容》

- 介護サービス計画書作成・生活指導（相談援助等）・機能訓練（日常生活動作）
- 健康状態の確認・送迎・入浴・食事等
- 

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
  - （要支援1） 2, 255円
  - （要支援2） 4, 516円
- 運動器機能向上加算 237円
- 食費負担 750円

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》 9:00 ~ 16:15

《職員体制》

- ・約40名の職員がおり、介護職員はシフトにより日々15名程度が勤務しています。
- ・その他看護師・生活相談員が勤務しています。

《目標》

- ・今年「共有とコミュニケーション」をスローガンとし、日々積み重ねてきた経験を業務に生かしていきります。
- 1. 当たり前のことを当たり前と思わず日々の業務に取り組みます。
- 2. 内外部の研修に参加し技術向上に努めます。
- 3. 通所介護事業として個人のニーズに合ったサービス提供を心掛けます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ご自宅にいるような雰囲気ですリラックスしていただく環境づくりをします。
- ・目的別に対応できるような環境を作り、自由選択できる日中活動に取り組みます。
- ・お仕着せのない、その人にあったサービス提供を心掛けます。
- ・予防給付ご希望の方の体操では、その方に合わせたカリキュラムを作り実施します。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
30	30	30	30	30	30
10月	11月	12月	1月	2月	3月
30	30	30	30	30	30

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分

## 地域ケアプラザ

### 1 総合相談（高齢者・子ども・障害分野への対応）

#### （1）相談・訪問事業

今年度より、社会福祉士職を1名増員して常勤4名体制を敷きます。地域の身近な相談窓口として、よりキメ細かな対応を心掛け、地域で暮らす住民の生活を支援するための幅広い相談に対応し、適時適切に必要な援助・情報提供等を行ってまいります。

#### （2）関係機関との連携

区役所をはじめ各関係機関と日頃から業務連携を図りながら、当事者やご家族に負担や不安を抱えさせることなく、効率的かつ効果的に課題解決する相談窓口のワンストップサービスを目指します。

### 2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

コーディネーター職と包括3職種職員（社会福祉士・保健師等・主任ケアマネジャー）は、常に連携を取りながら業務に就いており、ケアプラザの「4職種」として位置付けております。今後も地域支援や介護予防等を中心とした業務について、常に連携し、所内において定例会議等を行い、個別ケースと地域動向等を共有し、地域の課題と支援の方向性を確認し合いながら効率的効果的な事業運営へと繋げてまいります。

#### 〈主な定例会議として〉

- ・4職種会議
- ・連絡調整会議 ほか

#### 〈主な事業として〉

- ・ひっとプラン港北推進支援
- ・民生委員との協働
- ・介護予防普及強化業務・介護予防推進事業  
（介護予防教室、元気づくりステーション支援ほか）
- ・認知症予防啓発  
（サポーター養成講座など）
- ・介護者支援  
（介護者交流会・高次脳機能障害ネットワーク）
- ・インフォーマルサービス支援  
（サロン立ち上げ支援など） ほか

### 3 職員体制・育成

#### （1）職員体制について

「横浜市地域ケアプラザ事業実施要領」「地域包括支援センター運営事業実施要項」及び「介護保険法」の規程等に基づき、適正な職員体制・配置を行ってまいります。

#### 〔職員体制〕

- ① 所長（管理者）：常勤1名
- ② 地域活動交流事業：コーディネーター（常勤）1名・サブコーディネーター（非常勤）4名
- ③ 地域包括支援センター：  
常勤者5名：社会福祉士（3）・看護師（1）・主任ケアマネジャー（1）  
非常勤3名：社会福祉士（1）・看護師（1）・ケアマネジャー（1）



- ④居宅介護支援事業：常勤者2名（介護支援専門員）
- ⑤通所介護支援事業：常勤者6名（生活相談員・看護師）・非常勤51名（看護師・介助員他）
- ⑥事務員（庶務・経理）・常勤者1名・非常勤者1名

（2）人材の育成（職員研修）について

サービスの充実向上と適正円滑な事業運営の維持向上を図るため、毎年度職員研修計画に基づき、内部研修・法人研修・行政研修・外部研修等体系的に実施して知識、技術、技能等スキルアップを目指します。

〔研修計画概要〕

- ①施設内研修（毎月定例の研修・新任研修・個人情報保護及び人権研修他）
- ②法人研修（新任研修・各種専門職種研修・部門間合同研修・業務研修・人権研修他）
- ③市・区役所関係研修（地域活動交流事業職員・地域包括支援センター職員専門職他）
- ④市・区社協関係研修（新人研修・基礎研修・中堅研修・管理監督者研修・専門他）
- ⑤介護保険事業者研修（義務付け研修・任意研修他）

#### 4 地域福祉のネットワーク構築

今年度も地域の関係機関との協働を第一として考え、各職員が連携を図りながらネットワーク構築に取り組めます。

- （1）地域の関係団体・組織（自治会・町内会・民生委員児童委員協議会・地区社協・老人会等）との連携  
をさらに深めるため、各種の会合やイベント等へ積極的に参加し情報交換や情報提供等を行います。
- （2）関係機関（区役所・区社協・各施設・事業所等）との会合や情報交換等に積極的に参加し、各種調整や双方向のやり取りをしながら、連携強化に努めます。
- （3）各種会合や地域活動の支援及びイベント等を通じて、様々な地域のネットワークの構築を支援し推進します。今年度も地域福祉保健計画（「ひっとプラン港北」）の推進に対して、地域活動交流部門及び地域包括支援センターが中心となり、地域福祉のネットワーク構築を目指し、地域力をさらに高める働きかけを区行政等関係機関とともに進めます。

#### 5 区行政との協働

（1）地域福祉保健計画推進について

これまで区役所や区社協と連携をとりながら各種活動や会議等の支援を行ってきました。第2期4年目を迎え、それぞれの地区でも計画の具現化がなされています。次期計画も見据えながら、地域ケアプラザの特性を活かし、区行政と足並みを揃えながら、率先して4地区の推進支援に努めます。

（2）区政運営方針との連携について

今年度も区政運営方針を視野に入れながら、区と共に各職員がこれまで関わってきた「ひっとプラン港北推進事業」をはじめとする、高齢者、障がい児者、子育て支援を柱に、地域で支え合いながら、安心して暮らせる町を目指した事業実施に努めます。

## 地域活動交流部門

### 1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

今年度も地域包括支援センター3職種と共に、民生委員児童委員協議会定例会やひっとプラン港北推進会議をはじめ、地域の活動に積極的に参加し、情報収集や情報提供に努めます。そして、施設内においても、地域住民の視点を持ちながら、引き続き地域活動の紹介を地区別・テーマ別・対象者別に掲示し、さらに各種事業の場でも必要に応じて参加者に情報発信をします。

また、施設のブログや、地域独自のインターネット上のホームページ等の様々な媒体も活用しながら、施設内外の情報を幅広い世代にもれなく発信が出来るよう努めます。

### 2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

今年度も引き続き「貸館利用団体紹介コーナー」を活用し、地域に身近な活動団体としてPRを行うと同時に、それらの団体には、住民に広く活動や参加の場を提供する、地域の社会資源としての役割を促します。また、各種事業（自主事業・デイサービスなど）から把握する団体のニーズや、区内の他ケアプラザとも密に連携し、地域活動団体に対して活動の場を提供します。

今年度は秋に活動発表会（仮称）を企画し、日頃の福祉保健団体としての成果や達成感を感じてもらい、それぞれの意識高揚も狙います。

### 3 自主企画事業

今年度も高齢者、障がい児者、子育て支援を中心に区・区社協・地域の関係団体及び地域包括支援センターと連携を図りながら各種事業を行います。

定例事業については、利用者のご意見ご要望に耳を傾け、現状にとらわれず、さらに内容を発展充実させ、地域の福祉保健拠点となるケアプラザが、より身近な施設として位置付けられるよう努めます。

特に障がい児者支援に関しては、区内ケアプラザをはじめ、区社協、区、地域活動ホーム及び、港北区地域自立支援協議会の協力の下、「こうほくなつとも（区域）」「こうほくからふる（区内北部5館共催）」「まめたる（大豆戸ケアプラザ共催）」「たるとも（樽地区社協主催）」と年齢や対象エリアの様々な、数多くの事業に参加する機会が増えてきました。これらの事業を通じて、地域住民の障がいの理解や、当事者やご家族が地域の一員として繋がりをもっていただく機会としての橋渡しが出来る仕組みを構築します。

#### 4 ボランティアの育成及びコーディネート

ボランティア登録者や団体については、引き続き活動支援等を行い、皆様がより遣り甲斐を感じられる場の提供を心掛けます。さらに定例事業を通じて、参加される方々から、さらなる担い手を発掘・育成します。

また、次世代育成にも重点を置き、地域の子どもたちやエリア内の小中学校等の学生を広く受け入れ、福祉保健の啓発や今後の活動の第一歩にしてもらいます。

そして、各種事業の実施においては、地域で活動している体操サークル、囲碁将棋サークル、子育てサークル、民生委員児童委員協議会や老人会等の方々と協働し、多くの方がボランティア活動を身近な活動として自然な形で、気負いなくライフサイクルの一部に位置付けられるような、参加の仕組みと環境を整えます。

今後も包括職員（主任ケアマネジャー・看護師）と共に、既存のボランティア団体の活動支援を行うのと同時に、ひっとプラン港北や民生委員児童委員協議会等の定例会議の場等を通じて地域の課題を把握し、介護予防の視点も含めて住民交流の場の立ち上げ等もサポートしていきます。

## 地域包括支援センター

### 1 総合相談・支援

#### 総合相談

今年度より、社会福祉士職員を1名増員し、相談業務の強化を図ります。そして、地域の身近な相談窓口として、地域住民の生活を支援するための幅広い相談に応じ、関係機関との密接な連携体制の構築と維持に努め、相談者と一緒に課題に取り組みます。また引き続き、各種自主事業や民児協定例会等への訪問時に、相談窓口であることの周知をしながら、気軽に相談できる窓口を目指します。

#### 地域包括支援ネットワークの構築

相談・訪問事業については、ケアプラザが身近な相談窓口として、地域で暮らす住民の生活を支援するための幅広い相談（介護保険等の制度では解決できない問題も含む）に対応し、適時適切に必要な援助・情報提供等を行っていきます。

また、区役所をはじめ各関係機関と日頃から業務連携を図りながら、クライアントに負担や不安を抱えさせることなく、効率的効果的に課題解決する相談窓口のワンストップサーブスを目指します。

#### 実態把握

5地区（綱島東・綱島西・樽町・大曽根・師岡）の民生委員児童委員協議会定例会への参加や、毎月区役所・区社協と共に所内で開催する、「ケアプラザ定例カンファレンス」などの場を活かし、定期的な情報交換を実施し、地域における高齢者の実態の大勢を把握します。

得た情報は、所内の職員間で共有できるよう、分類などで分けけて、その方々の状況及び、地域の傾向なども把握できる仕組みを確立させます。

### 2 権利擁護

#### 権利擁護

まずは、成年後見制度や日常生活自立支援事業等が、より身近な制度として活用できることを、引き続き地域住民へ広報します。さらに、区役所と協働して、高齢者虐待防止のための地域での見守り体制の構築に取り組み、区役所主催の「成年後見サポートネット」等にも参加しながら、他専門職と顔の見える関係を構築していきます。

また、消費者保護に関しては、悪徳商法の予防等について、地域との会合の場で最近の被害情報を共有し、必要に応じて消費生活総合センターなどの専門機関へつなげるようにします。

## 高齢者虐待

虐待の疑いのある相談事例に対しては、把握の段階から区と詳細な情報共有を実施します。介入時には緊密な状況共有のもと、事前に取り決めた役割分担に基づき適切適時な対応を行います。

養護者支援の一環として区の協力のもと、介護者を対象とした「介護者交流会」を12回（毎月）、適時、企画実施します。

また、引き続き、地域包括支援センターが養護者支援の窓口であることの周知を目的に、開催案内のプリントにその旨を明記し、地域の会合や各種団体等への訪問時に積極的なアピールを行いながら、日頃より関わりのあるケースの方へ、ピンポイントに確実に情報を届けられるような仕組みを作ります。

## 認知症

認知症を患っても本人、家族が安心した生活を送るためには地域住民の疾病に対する正しい理解を持っていただくことが大切です。地域の関係団体の活動の場等に訪問し、現行の見守り体制や区域での仕組み等を説明し、地域住民や学校、企業に向けた「認知症サポーター養成講座」を通じた普及啓発活動の取組みを行います。

また、「港北区認知症連絡会」をはじめ、区役所・警察・包括主任ケアマネジャーの間で徘徊高齢者の発見・保護のためのシステム「港北かえるネット」の取組みを継続します。

- ・ 認知症キャラバン・メイト懇談会（予定）
- ・ 認知症サポーター養成講座随時開催予定

## 3 介護予防マネジメント

### 二次予防対象者把握

- ・ 介護予防講座においてチェックリストを実施し把握します。
- ・ 相談対応時、介護保険申請に至らなかった方に地域の介護予防講座等の情報提供をしていきます。

### 介護予防ケアマネジメント力

3職種・地域交流・地域の方と連携をとり地域活動へ参加し介護予防普及啓発を行います。

#### 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

##### 地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・ 5 地区民生委員児童委員協議会への継続的参加
- ・ (師岡) 地区社協理事会議への継続的参加
- ・ (大曾根、師岡、綱島、樽町) ひっとプラン港北推進委員会議の継続的参加
- ・ デイサービス、デイケア、インフォーマルサービス、訪問看護情報誌の更新
- ・ ケアプラザ広報紙にて地域住民に介護保険サービスについて周知
- ・ 民生委員児童委員に介護保険サービスについて周知

##### 医療・介護の連携推進支援

###### [ケアマネジャーを対象に研修会を開催]

- ・ 医療機関 MSW とケアマネジャーとの懇談会
- ・ 事例検討会 (3 回)
- ・ 認知症「事例検討」
- ・ 「地域ケア会議」
- ・ 行政サービス
- ・ グリーフケア
- ・ 介護保険改正
- ・ 認知症
- ・ 嚥下困難

##### ケアマネジャー支援

- ・ ケアマネジャーのスキルアップを目的にカンファレンスを開催
- ・ 支援困難ケースについて随時相談に応じ、担当者会議の出席や同行訪問を随時実施
- ・ 制度上への質問については、随時根拠資料、市からの回答を添えて情報提供
- ・ ケアマネジャーの繋がり、スキルアップを目的に事例検討会 (3 回)

##### 多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護、ケアマネジャーが高齢者支援ネットワークを利用して合同カンファレンス、懇談会を実施し、顔の見える関係作りを構築 (カンファレンス 3 回予定)
- ・ MSW とケアマネジャーとの顔の見える関係作りを構築するため懇談会開催

## 介護予防事業

### 介護予防事業

- 1) 一次予防対象者：実施していない地域へ介護予防講座を実施予定。
- 2) 地域活動へ参加し介護予防普及啓発活動を実施する。
- 3) 2次予防対象者へ身近な地域の介護予防講座の案内をしていく。
- 4) ケアプラザで介護予防講座のレクチャーと実技を実施予定（例：脳トレアート・五感で認知症予防・音楽で認知症予防等）

## その他

特になし

# 平成26年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名：樽町地域ケアプラザ

平成26年4月1日～平成27年3月31日

(単位：千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護	認知症対応
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援				
収入	指定管理料等収入	18,363	28,639	2,539					
	介護保険収入				11,000	11,100	86,000	12,000	17,200
	その他								
	┆ 認定調査料					900			
	┆ 利用者負担金収入							12,800	
	┆ 利用者等利用料収入							10,250	
	┆ その他の収入等							3,450	
	<b>収入合計(A)</b>	<b>18,363</b>	<b>28,639</b>	<b>2,539</b>	11,000	12,000		141,700	
支出	人件費	10,000	26,336	2,271	9,000	11,000		95,643	
	事務費	2,002	96		500	500		19,858	
	事業費	252	51	268				19,729	
	管理費	4,794	1274						
	その他								
	┆ 施設使用料相当額							3990	
	┆ 協力医謝金		756						
	┆ 修繕費	474	126						
	┆ 運協	41							
	┆ 介護報酬委託料支払								
┆ 消費税	800			720					
	<b>支出合計(B)</b>	<b>18,363</b>	<b>28,639</b>	<b>2539</b>	10,220	11,500		139,220	
	<b>収支 (A) - (B)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>780</b>	<b>500</b>		<b>5458</b>	

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載してください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。